

年金あれこれ

～保険料納付を忘れずに・・・
納めて安心国民年金～

■国民年金保険料の「免除制度」

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合や、失業などにより納付することが困難な場合は、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額： 4, 090円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 8, 170円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額： 12, 260円)
全額納付		(保険月額： 16, 340円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められており、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の属する年度、または、その前年度に失業した方が対象です。)

※保険料の免除を受けた場合は、免除期間や金額に応じて年金受給額が減額されます。

【老齢基礎年金の計算式】

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{40年(加入可能年数) \times 12月}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除が認められた方は、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにもぜひご利用ください。

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

和寒駅付近で子グマを捕獲



「たも網」を使って捕獲された子グマ

5月16日(水)14時40分頃、和寒駅東側で子グマ1頭(体長約40cm)が捕獲されました。

捕獲された子グマは上川総合振興局と町、警察和寒駐在署、和寒猟友会が協議し、東山スキー場の裏周辺に放しました。

20日(日)まで防災無線での注意喚起や、町職員と警察和寒駐在署職員、和寒猟友会による出没地周辺の巡回を実施し、親グマ遭遇に警戒を呼びかけました。

山菜採りで山に入るときは、安全を確め、笛や音を鳴らしながら、注意して行動してください。